

1. 自転車の通行方法

1.1 自転車の通行場所

(1) 車道通行の原則

自転車は、歩道または路側帯と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければいけません（ただし、自転車道があれば、自転車道を通行しなければいけません。また、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合等を除き、道路の左側に設けられた路側帯を通行することができます。）



道路では左側を通行しなければならず、特に、車両通行帯のない道路では、道路の左側端を通行しなければいけません。

また、車両通行帯のある道路では、原則として一番左側の車両通行帯を通行しなければいけません。

【根拠規定】道路交通法第 17 条、第 17 条の 2、第 18 条、第 20 条、第 63 条の 3

【罰則】3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金等

(2) 例外的に歩道を通行できる場合

自転車は、車道通行が原則ですが、

道路標識等により自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき

自転車の運転者が、高齢者や児童・幼児等（注 1）であるとき

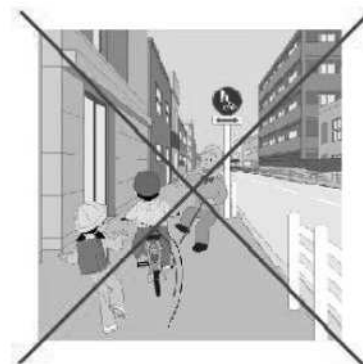
車道又は交通の状況に照らして当該自転車の通行の安全を確保するため当該自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるときには、歩道を通行することができます。

（注 1）道路交通法施行令第 26 条により、児童（6 歳以上 13 歳未満の者）及び幼児（6 歳未満の者）、70 歳以上の高齢者、普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障がいとして内閣府令（道路交通法施行規則第 9 条の 2 の 2）で定めるものを有する者を指す。以下、同じ。

本参考資料の自転車の通行位置、ルールは、主に道路交通法上の「普通自転車」と呼ばれる自転車について記載しています。大きさが通常の自転車より大きなもの等については必ずしも当てはまらないものがあります。

罰則は当該項目の中で最も重いものを代表して記載しています。

ただし、自転車は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず(普通自転車通行指定部分があるときは、当該部分を徐行しなければいけません。) 歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければいけません(普通自転車通行指定部分については、歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。)



【根拠規定】 道路交通法第 63 条の 4

【罰則】 3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金 (歩道通行要件を満たさないにも関わらず歩道を通行した場合) 等

【参考】 道路形態別の自転車の通行方法の例

すべての道路に「1.1 自転車の通行場所」において記載した交通ルールが適用されますが、道路形態により自転車の通行場所や通行方法が十分に理解されていない場合があるため、道路形態別の自転車の通行方法の例を示します。

1. 歩道と車道の区別のある道路

車道

歩道

(ア) 歩道

(イ) 普通自転車の歩道通行部分

2. 路側帯と車道の区別のある道路

3. 片側に双方向通行の自転車道のある道路

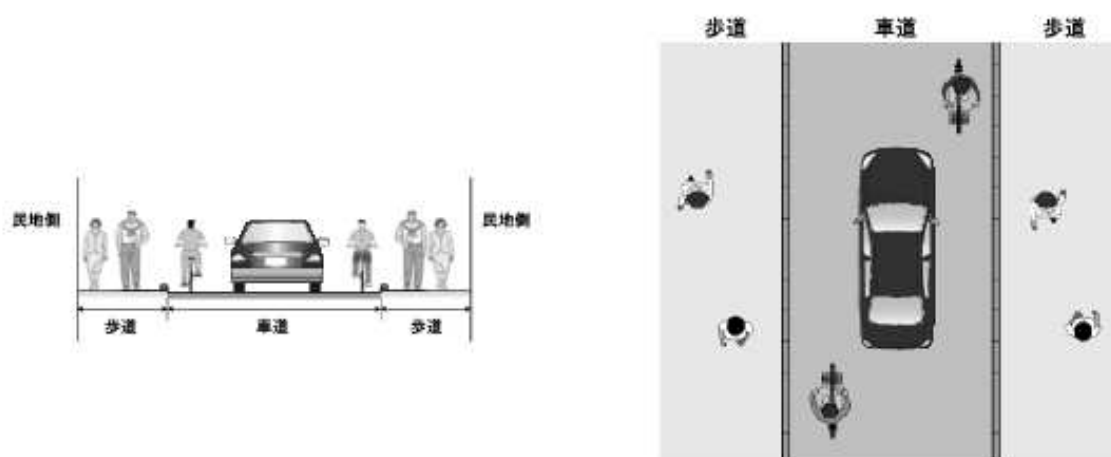
4. 自転車及び歩行者用道路の規制のある道路

5. 自転車を除く歩行者用道路の規制のある道路

1. 歩道と車道の区別のある道路

車道

- ・ 自転車は、歩道と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければいけません。この際、自転車は、車道の左側端に寄って通行しなければいけません。
- ・ 「自転車除く」の補助標識がない一方通行の規制のかかった道路の場合、他の車両と同様、自転車も逆方向に通行することはできません。

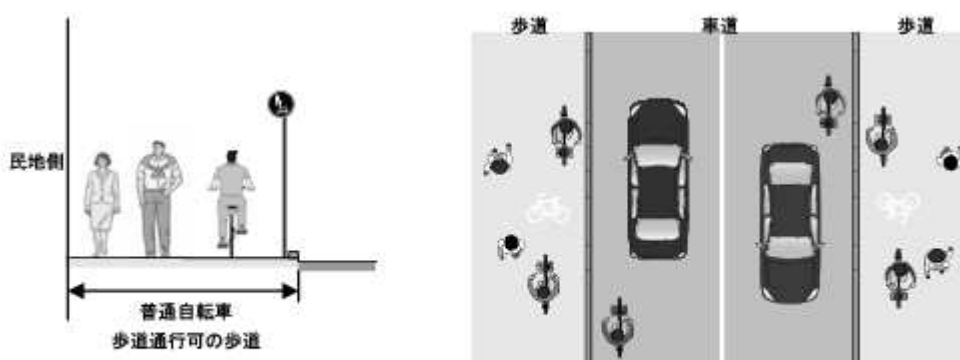


図参-1 車道での自転車通行位置、方法

歩道

(ア) 歩道

- ・普通自転車歩道通行可の規制が実施されていない歩道であっても、高齢者や児童・幼児等が運転する普通自転車は、歩道を通行することができます。また、車道又は交通の状況に照らして普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるときは、普通自転車は歩道を通行することができます。
- ・歩道を通行する際は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行により通行しなければなりません。更に歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければなりません。
- ・歩道でほかの自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。



図参-2 普通自転車歩道通行可の歩道での自転車通行位置、方法

(イ) 普通自転車の歩道通行部分

- ・自転車は、歩道内の道路標示により明示された普通自転車の歩道通行部分を双方向通行できます。
- ・普通自転車の歩道通行部分を通行する際は、徐行により通行しなければならず、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければなりません。ただし、普通自転車の歩道通行部分に歩行者がいなるときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行することができます。
- ・普通自転車の歩道通行部分で、ほかの自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。



図参-3 普通自転車の歩道通行部分での自転車通行位置、方法

2.路側帯と車道の区別のある道路

- ・自転車は、路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければいけません。この際、自転車は、車道の左側端に寄って通行しなければいけません。
- ・「自転車除く」の補助標識がない一方通行の規制のかかった道路の場合、他の車両と同様、自転車も逆方向に通行することはできません。
- ・路側帯のある道路では、著しく歩行者の通行を妨げる場合を除いて、道路の左側部分にある路側帯を通行できます。ただし、歩行者用路側帯（白線2本で区切られた路側帯）は「歩行者用」で自転車は通行できません。

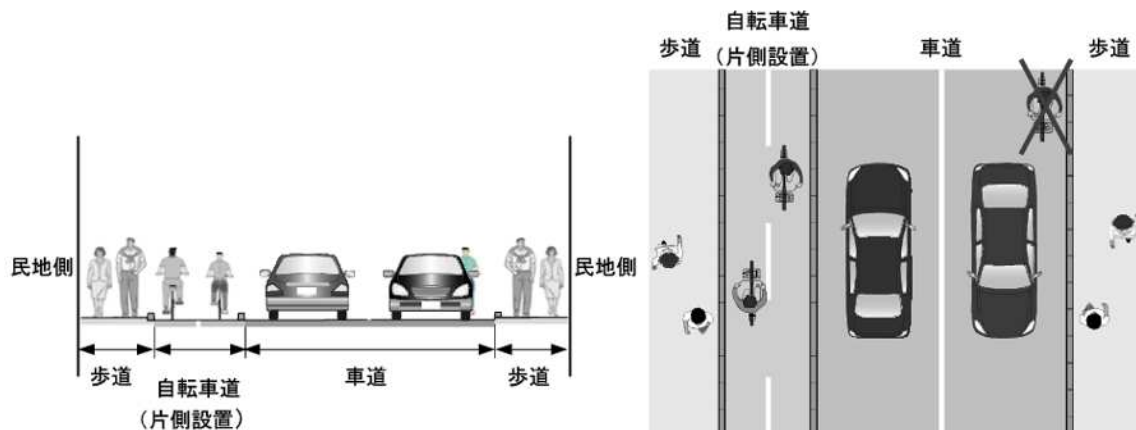
なお、路側帯内を通行する場合、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければいけません。



図参-4 路側帯での自転車通行位置、方法

3.片側に双方向通行の自転車道のある道路

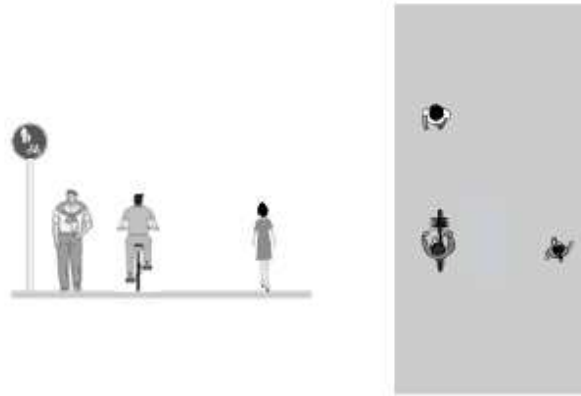
- ・自転車道のある道路では、自転車は自転車道を通行しなければいけません。このため、自転車道が設置されていない側を自転車は通行することはできません。
- ・自転車道内は左側通行しなければいけません。
- ・高齢者や児童・幼児等が運転する普通自転車は、自転車道が設置されていても、歩道を通行することができます。



図参-5 片側に双方向通行の自転車道のある道路での自転車通行位置、方法

4. 自転車及び歩行者用道路の規制のある道路

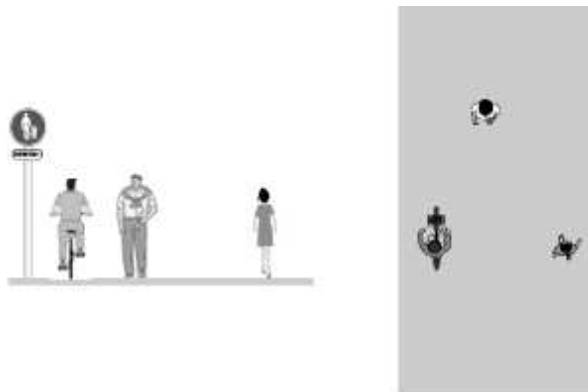
- ・ 自転車は、道路の左側端に寄って通行しなければなりません。なお、歩行者の側方を通過するときは、歩行者との間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければなりません。



図参-6 自転車及び歩行者用道路の規制のある道路での自転車通行位置、方法

5. 自転車を除く歩行者用道路の規制のある道路

- ・ 自転車は、道路の左側端に寄って、特に歩行者に注意して徐行しなければなりません。



図参-7 自転車を除く歩行者用道路の規制のある道路での自転車通行位置、方法

1.2 交差点部の自転車の通行場所

(1) 交差点の通行方法

自転車は、交差点を通行する場合において、付近に自転車横断帯があるときは、当該自転車横断帯を通行しなければいけません。

また、信号機がない交差点等において、狭い道路から広い道路等に出るときは、交差道路等を通行する他の車両の進行を妨害しないようにするとともに、徐行しなければいけません。

さらに、交差点内を通行するときは、状況に応じて他の車や歩行者に注意してできる限り安全な速度と方法で進行しなければいけません。

【根拠規定】 道路交通法第 36 条、第 63 条の 7

【罰則】 3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金等

(2) 左折又は右折の方法

自転車は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行しなければいけません。

また、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければいけません（いわゆる二段階右折をしなければいけません。）

【根拠規定】 道路交通法第 34 条

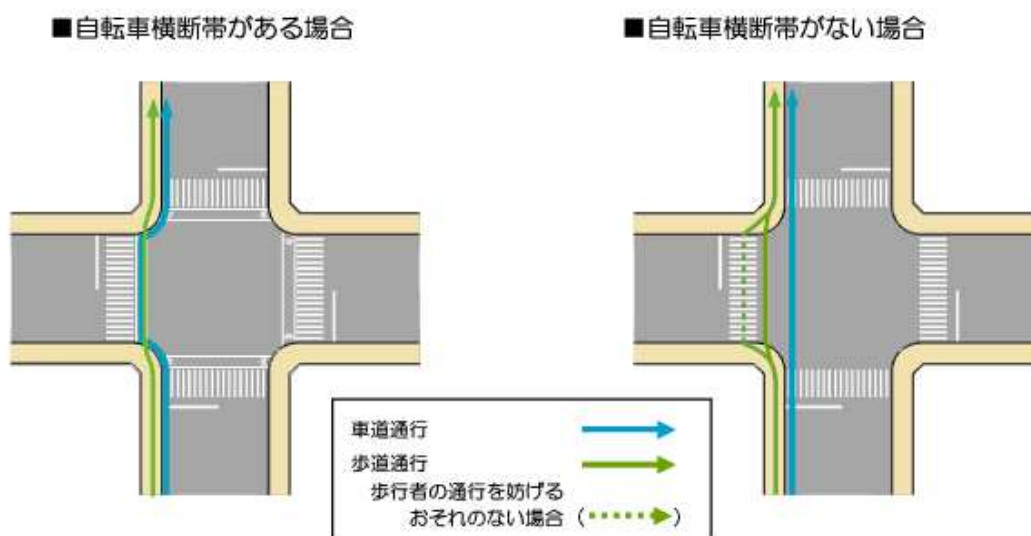
【罰則】 2 万円以下の罰金又は科料

【参考】 交差点における自転車の通行方法の例

交差点における自転車の通行方法の例として、歩道のある道路の四枝交差点における、自転車の直進、左折、右折の3つの通行方法を図解すると次のとおりです。

なお、横断歩道を通行する場合は、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

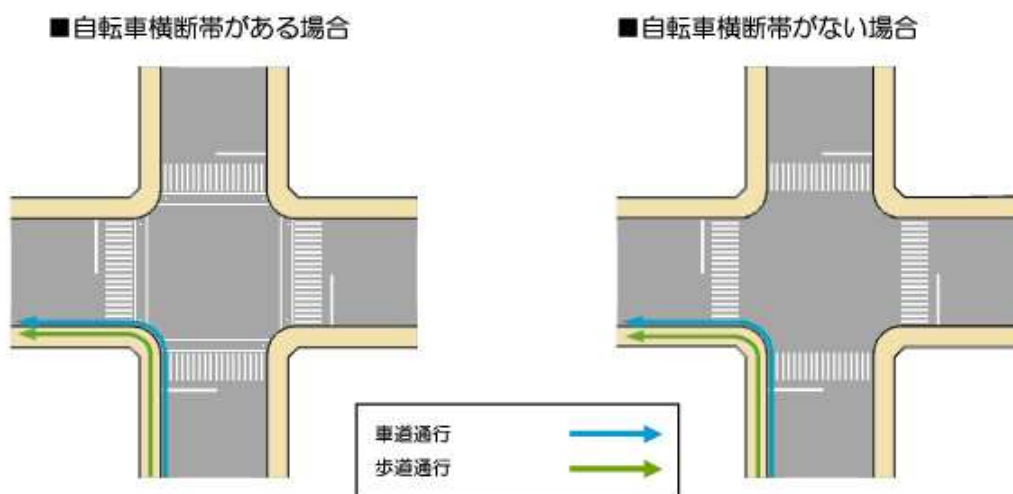
交差点を直進する場合



図参-8 直進（自転車横断帯ありと自転車横断帯なし）の通行方法イメージ

通行区分の指定により最左車線が左折専用車線となっている場合でも、軽車両である自転車は、左折専用車線を直進することとなる。

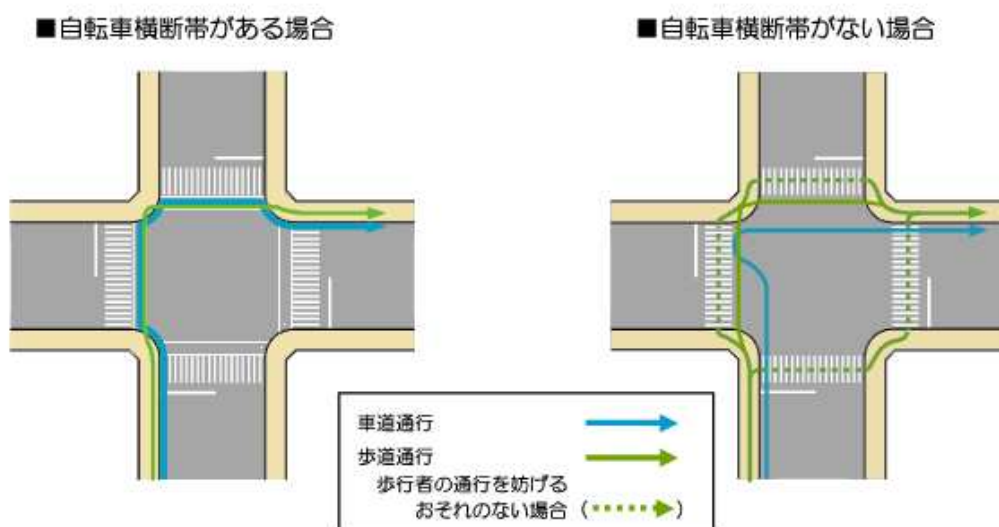
交差点を左折する場合



図参-9 左折（自転車横断帯ありと自転車横断帯なし）の通行方法イメージ

交差点を右折する場合

- ・交通整理の行われていない交差点で右折する場合は、できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側までまっすぐに進み、十分速度を落としてから曲がらなければなりません。
- ・信号機などにより交通整理が行われている交差点で右折する場合は、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。
- ・交差点やその近くに、自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければなりません。



図参-10 右折（自転車横断帯ありと自転車横断帯なし）の通行方法イメージ

1.3 その他の主な交通ルールと罰則

道路交通法には、自転車を含む車両による同法（同法の委任を受けて定められた都道府県公安委員会規則を含む。）違反に対する罰則が定められています。

自転車は、道路交通法上軽車両であり、車両を対象とした罰則、又は自転車等を対象とする罰則が適用されます。以下に、主な交通ルールと罰則を示します。

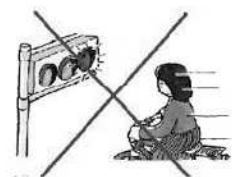
(1) 信号機に従う義務

自転車は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。

特に、横断歩道を進行して道路を横断する場合や、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示のある場合は、歩行者用信号機に従わなければいけません。

【根拠規定】道路交通法第7条、道路交通法施行令第2条

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等



(2) 並進の禁止

自転車は、道路標識等により認められている場合を除き、他の自転車と並進してはいけません。

【根拠規定】道路交通法第19条、第63条の5

【罰則】2万円以下の罰金又は科料



(3) 道路外に出る場合の方法

自転車は、道路外に出るため左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、徐行しなければいけません。

また、自転車は、道路を右側に出ようとする場合であっても、道路の中央（当該道路が一方通行の場合は右側端）を通行してはいけません。

【根拠規定】道路交通法第25条

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金（道路の左側部分以外を通行した場合）等

(4) 自転車の横断の方法

自転車は、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければいけません。

また、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、横断等をしてはいけません。

【根拠規定】道路交通法第25条の2、第63条の6

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等



(5) 進路変更の禁止

自転車は、みだりにその進路を変更してはいけません。

【根拠規定】 道路交通法第 26 条の 2

【罰則】 5 万円以下の罰金等

(6) 踏切の通過

自転車は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し、安全を確認しなければいけません。

【根拠規定】 道路交通法第 33 条

【罰則】 3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金等

(7) 徐行すべき場所

自転車は、道路標識等がある場合のほか、左右の見通しがきかない交差点等を通行しようとするときは、徐行しなければいけません。

【根拠規定】 道路交通法第 42 条

【罰則】 3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金等

(8) 一時停止すべき場所

自転車は、道路標識等により一時停止すべきとされているときは、一時停止しなければいけません。

【根拠規定】 道路交通法第 43 条

【罰則】 3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金等



(9) 夜間のライトの点灯等

自転車は、夜間はライトを点灯しなければいけません。

また、反射器材を備えていない自転車(尾灯をつけているものを除く。)を夜間に運転してはいけません。

【根拠規定】 道路交通法第 52 条、第 63 条の 9

道路交通法施行令第 18 条

道路交通法施行規則第 9 条の 4

都道府県公安委員会規則

【罰則】 5 万円以下の罰金等



(10) 警音器の使用

自転車は、左右の見通しのきかない交差点や見通しのきかない曲がり角等であって、道路標識等により指定された場所等を通行しようとするときは、警音器を鳴らさなければいけません。

ただし、上記のような場合以外には、危険を防止するためやむを得ないときを除き、

警音器を鳴らしてはいけません。

【根拠規定】道路交通法第 54 条

【罰則】5 万円以下の罰金等

(11) 2 人乗りの禁止

自転車は原則として 2 人乗りをしてはいけません。

【根拠規定】道路交通法第 55 条、第 57 条

都道府県公安委員会規則

【罰則】5 万円以下の罰金等



(12) ブレーキの備付け

前輪及び後輪にブレーキを備え付けてない自転車を運転してはいけません。

【根拠規定】道路交通法第 63 条の 9、道路交通法施行規則第 9 条の 3

【罰則】5 万円以下の罰金

(13) 児童・幼児のヘルメットの着用

児童・幼児を保護する責任のある者は、児童・幼児を自転車で乗車させるときはヘルメットをかぶらせるように努めなければいけません。

【根拠規定】道路交通法第 63 条の 11



(14) 酒気帯び運転等の禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

また、酒気を帯びている者に自転車を提供したり、飲酒運転を行うおそれがある者に酒類を提供したりしてはいけません。

【根拠規定】道路交通法第 65 条

【罰則】5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金（酒酔い運転を行った場合等）等

(15) 片手運転の禁止

携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすること等による片手での運転は、不安定な運転になるのでしてはいけません（また、そのような行為自体を禁止している都道府県もあります。）

【根拠規定】道路交通法第 70 条、第 71 条

都道府県公安委員会規則

【罰則】3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金等

兵庫県では、片手運転のほか、安全運転に必要な音声を聞き取ることが不可能な音楽等の聴取も兵庫県公安委員会細則で禁止されています。



(16) 交通事故の場合の措置

交通事故があったときは、直ちに負傷者を救護して、危険を防止する等必要な措置を講じなければいけません。

また、警察に事故の内容を連絡しなくてはなりません。

【根拠規定】 道路交通法第 72 条

【罰則】 1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金等